

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

1 監査対象部局 議会事務局

2 監査対象年度 平成30年度

3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

議会事務局

令和元年8月9日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

契約保証金は契約を締結する前に納付させなければならないが、契約後に納付されていた。

(3) 検討指示事項

該当事項なし